

審 第 3 6 9 号
答 申 第 4 7 0 号
平 成 2 9 年 5 月 2 5 日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年8月10日付け松南第231号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第580号

平成27年7月7日付けで異議申立人から提起された、平成27年6月25日付け松南第
165号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年5月26日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県立松戸南高等学校（以下「松戸南高校」という。）が千葉県教育庁教育総務課、教職員課並びに指導課に発出した情報（学校保有分。2015年4月1日より5月26日）。」

3 特定した対象文書

実施機関は、「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「本件調査」という。）調査票」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は本件対象文書について、平成27年6月25日付け松南第165号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年7月7日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 実施機関は、本件請求に対し、開示すべき対象情報である本件対象文書について、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第40条の規定により、条例第8条第1号に該当するという理由で本件決定を行った。
- (2) 実施機関が主張する本件対象文書は、以下に示すように、あらかじめその調査結果を、文部科学省並びに都道府県教育委員会等が公表することを前提に調査・作成されている。

「本件調査実施要項」（以下「本件要項」という。）より引用。

4 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において集計する。

5 結果の公表の方法

- (1) この調査結果は、9月を目途に、文部科学省が公表する。
- (2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

6 その他

本調査は、法に基づく一般統計調査である。

3 意見書の要旨

- (1) 実施機関は本件異議申立てについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）で規定された口頭による意見陳述（以下「意見陳述」という。）の機会を異議申立人に付与しないまま、審査会に諮問を行った。このことについて、審査会に指摘を行った。

そして実施機関は諮問を行ったのち、異議申立人に意見陳述の機会を付与することを伝えた。異議申立人はこれに対し抗議した。

これに対し実施機関は、異議申立人による意見陳述は審査会が答申を出したのちに実施すればよく、この手続きを審査会事務局に照会したところ、何ら問題はなく、この行為を同事務局があたかも承認ないし保証しているかのような内容の書面を

異議申立人に送付した。

条例を引くまでもなく、実施機関は審査会の答申に羈束されており、答申の後に、異議申立人から本件異議申立てに関する意見を聴取しても意味はない。

これを裏返せば、実施機関は本件異議申立てについて十分に精査検討せず、審査会に諮問を行ったこととなり、審査会に対し誠に不誠実な態度である。本年度に入って、異議申立人の度重なる指摘にもかかわらず、実施機関は他諮問においても同様に、意見の聴取を行わないまま審査会に諮問を続けている。

諮問制度の形骸であり、不当な対応と言う外はない。

(2) 実施機関が不開示の理由とする法第40条について

法第40条第1項は、「統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定し、調査票情報等の目的外利用や提供を禁止している。

本件対象文書の調査の目的を確認すれば、「本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていく」ことにある。

そしてこの目的遂行のため、「この調査の結果は、9月を目途に、文部科学省が公表する」、「都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。」と、調査収集した情報を集約し公表することを周知している。

よって本件調査は、最初から調査結果の公表を前提に実施されており、後述するとおり、児童生徒の問題行動を未然に防止するため、広く社会にその実情を知らせ、改善のために広く国民の協力を得ることを目的としている。

この調査の目的に従って、例えば大阪府は本件調査を学校に指示するに際して、事前に「本調査の回答内容は、児童生徒のプライバシーに関わる部分を除いて公表する場合があります。」と、各学校の調査結果を公表する場合があることを通知している。

本件調査結果を公表し又所与の開示を行うことは、法第40条第1項に言う「統計調査の目的以外の目的」に抵触するどころか、むしろ目的そのものと言うべきである。実施機関が行った本件決定は、本件調査の目的を理解せず、法第40条について誤った解釈をしている。

(3) 学校が保有する調査の公表について

本件調査の目的は、先に述べたように児童生徒の問題行動等に対し適切に対処することにある。このため国は国独自の課題克服のために調査の結果を公表し、同様に各都道府県は当該地域の児童生徒の問題行動等の解決のため、当該調査結果を公表する。よって調査を実施した各学校における調査結果も同様に、可能な限り開示されるべきである。

ちなみに異議申立人が行った本件請求は、松戸南高校における学校全体としての調査結果の開示を求めたものであり、決して生徒一人ひとりの回答内容の開示を求めたものではない。

各自治体が行った本件調査に関する開示不開示の判断について、各地の審査会が答申を行っている。その例として東京都、兵庫県尼崎市及び愛知県豊橋市を挙げる。これらを見れば、開示請求を受けた実施機関は、開示不開示の判断において、いずれも法第40条に該当する個所とその他の個所を弁別し、それぞれの部分において開示不開示の判断をしていることが明らかである。

しかし千葉県の場合、実施機関はそのような検討や判断を全く行うことなく、一括して全体を不開示としている。条例の基本理念である原則公開から著しく逸脱している。

(4) まとめ

本県における児童生徒の教育環境は、全国の中でも群を抜いて劣悪である。その理由は、実施機関の能力や責任感に原因があることは明白である。

深刻な本県の児童生徒の問題行動等の軽減並びにその解消のため、実施機関は自身の非力を補う方策として、より積極的に情報を開示し、県民の協力を仰ぐべきである。

現にいじめが発生し問題化した他都道府県では、当該校における児童生徒の動向や学校の対応を含め、それまでの経緯を広く公表し、保護者や地域の理解と協力を得て問題を克服しようとしている。しかし千葉県の場合、児童生徒の実態や学校の実情をひたすら隠し、県民の目から遠ざけようとしている。

かつて審査会は、全国に先駆けて千葉県公立高等学校の中途退学者数を公開する答申を行い、また学校教職員の勤務評定書の開示をする答申を行ってきた。この結果、千葉県教育行政の目に余る歪みや不能が著しく改善された経緯があった。

児童生徒の問題行動への対処は、教育の専門集団として学校が責任を負うべきことである。不登校やいじめ、いじめによる自殺の問題も、その責任は学校が負うべきである。この意味で、各学校における本件調査結果の公開は、児童生徒を取り巻く教育環境改善のために喫緊の課題であり、本件調査の目的から逸脱した重箱の隅を突くような矮小な法律解釈の問題には留まらないのである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、本件要項により文部科学省初等中等教育局児童生徒課長（以下「文部科学省児童生徒課長」という。）から各都道府県教育委員会指導事務主管部課長である千葉県教育庁教育振興部指導課長（以下「指導課長」という。）に調査の依頼があり、指導課長から各千葉県立高等学校長（以下「学校長」という。）に調査の依頼をし、この依頼を受けて学校長は指導課長に本件調査に係る調査票を提出し、指導課長は集計の上文部科学省児童生徒課長に提出したものである。したがって、指導課長及び学校長は同じ当該調査票という行政文書を保有している。

2 不開示の理由について

法第2条第5項の規定により、統計調査とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうとされている。また、同条第11項の規定により、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいうとされている。さらに、法第40条第1項により、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「行政機関の長等」という。）は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。また、本件要項6により、本件調査は法に基づく一般統計調査とされている。法第2条第7項の規定により、一般統計調査は統計調査のうちの一つとされているものであり、本件調査は法第2条第5項に規定する統計調査である。

したがって、本件対象文書は、統計調査である本件調査によって集められた情報で

あり、文書、図画、電磁的記録に記録されているものであることから、法第2条第11項に規定する調査票情報に該当するため、条例第8条第1号に該当し不開示とした。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、「あらかじめその調査結果を、文部科学省並びに都道府県教育委員会等が公表することを前提に調査・作成されている。」、「調査実施者である文部科学省が、調査結果を公表すると言い、また各都道府県教育委員会も公表することができるとしていることについて、独り公開できないと主張している。」としているが、次に掲げる(1)から(3)までの事項から、本件対象文書と平成27年9月16日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課(以下「文部科学省児童生徒課」という。)が公表した本件調査について(以下「文部科学省公表資料1」という。)、同年10月27日付けで当課が公表した本件調査における「いじめ」に関する調査結果について(以下「文部科学省公表資料2」という。)、同年9月15日付けで千葉県教育庁教育振興部指導課(以下「指導課」という。)生徒指導・いじめ対策室が公表した本件調査の概要(以下「千葉県公表資料1」という。)及び同年10月26日付けで当室が公表した本件調査における「いじめ」に関する調査結果の概要(以下「千葉県公表資料2」という。)とはその内容等が異なり、この主張は採用できない。

- (1) 本件調査に係る調査票の提出を受け、取りまとめた指導課長等の機関が集計した情報を下に、本件要項により文部科学省が公表するとされていること。
- (2) 学校長から提出された当該調査票ではなく、学校長から提出された当該調査票を集計したものを、指導課長は文部科学省児童生徒課長に提出していること。
- (3) 本件対象文書、文部科学省公表資料1及び2並びに千葉県公表資料1及び2を実施機関が見分したところ、本件対象文書には松戸南高校の情報が記録されており、文部科学省公表資料1及び2には千葉県の国公立高等学校を集計した情報が記録されている場合があるが、松戸南高校だけの情報は記録されておらず、また、千葉県公表資料1及び2には全日制、定時制、通信制を集計した情報及び1年生から4年生までの各学年の男女別の内訳が記録されている場合があるが、松戸南高校だけの情報は記録されていない。したがって本件対象文書と文部科学省公表資料1、文部科学省公表資料2、千葉県公表資料1及び千葉県公表資料2に記録されている情報は異なっていること。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文部科学省児童生徒課が行った本件調査に対し、松戸南高校が指導課から調査の依頼を受けて作成した本件調査の調査票である。

実施機関は、本件調査は法が規定する一般統計調査であり、法第40条第1項の規定から、本件対象文書が条例第8条第1号の法令秘情報に該当するとして不開示決定を行っているため、以下本件決定の妥当性を検討する。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号は、法令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報については不開示とすると定めたものである。

(2) 法は、第2条第5項により、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を「統計調査」と規定し、同条第6項及び第7項により、統計調査は、「一般統計調査」と「基幹統計調査」の2種類が定められている。

そして、法第2条第11項により、「調査票情報」とは統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものと規定している。

さらに、法第40条第1項により、行政機関の長等は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定している。

(3) 当審査会において確認したところ、本件調査は法に基づく一般統計調査であり、統計調査である本件調査によって作成された情報である本件対象文書は、法第2条第11項に規定する調査票情報に該当すると認められる。

(4) 法第40条第1項により、調査票情報は、統計調査の目的以外の目的での行政

機関の長等による利用又は提供が禁止されているが、ここでいう「統計調査の目的」とは、統計調査を実施するに当たり、あらかじめ作成が予定されている範囲の統計を作成することを意味すると解されている。

また、同条の趣旨は、調査票情報が行政機関の長等により利用又は提供されないことで被調査者と調査実施者との間の信頼関係を維持し、統計調査の真実性を確保することにあると解される。

したがって、行政機関の長等が情報公開請求に対し、調査票情報を対象文書として開示請求者に開示することは、予定されている範囲の統計を作成する目的以外の利用又は提供にはかならず、目的以外の利用又は提供を可能とする特別の定めにも該当しないと判断されることから、本件対象文書の開示行為は法により禁じられているものと解される。

- (5) なお、異議申立人は、本件調査結果はあらかじめ公表することを前提に調査・作成されているため本件対象文書は公開できる旨主張するが、文部科学省及び実施機関が公表している情報は、本件調査に係る調査票を集計した結果を公表しているものであり、本件対象文書を含め、個々の公立高等学校が作成した調査票の情報とは異なるものである。

以上のことから、本件対象文書は法第40条第1項により統計調査の目的以外の目的での行政機関の長等による利用又は提供が禁止されるものであり、条例第8条第1号に該当すると認められるため、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 異議申立人の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月18日	諮問書の受理
平成27年11月5日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月4日	異議申立人の意見書の受理
平成29年2月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)